

--

--

平成31年度から昼間コースで下表右欄の法学部専門教育科目(特講科目)を開講しますが、夜間主コースの学生が履修する場合、以下の点に注意してください。

- ・既に下表左欄の科目を修得済みの場合は、それに対応する右欄の科目を履修することはできません。
- ・同様に、下表右欄の科目を修得した場合、それに対応する左欄の科目を履修することはできません。

(例) 昼間コース開講の特講科目「物権法1」または「物権法2」のいずれかでも修得した場合、夜間主コース開講の「物権法」は履修できない。